

意見書

平成 20 年 7 月 28 日

総務省 総合通信基盤局
電気通信事業部 事業政策課 御中

郵便番号 105-7304
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんぼし
住所 東京都港区東新橋一丁目 9 番 1 号
(ふりがな) びーびーかぶしがいしや
氏名 ソフトバンクBB株式会社
だいひょうとりしまりやくしやちょうけんしーいーおー そん まさよし
代表取締役社長兼 CEO 孫 正義

郵便番号 105-7316
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんぼし
住所 東京都港区東新橋一丁目 9 番 1 号
(ふりがな) かぶしがいしや
氏名 ソフトバンクテレコム株式会社
だいひょうとりしまりやくしやちょうけんしーいーおー そん まさよし
代表取締役社長兼 CEO 孫 正義

郵便番号 105-7317
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんぼし
住所 東京都港区東新橋一丁目 9 番 1 号
(ふりがな) かぶしがいしや
氏名 ソフトバンクモバイル株式会社
だいひょうとりしまりやくしやちょうけんしーいーおー そん まさよし
代表取締役社長兼 CEO 孫 正義

「電気通信事業分野における競争状況の評価2007(案)」に対する意見募集に関し、別紙のとおり意見を提出します。

このたびは、「電気通信事業分野における競争状況の評価2007(案)」（以下、「評価結果(案)」という。）に対する意見募集に関し、意見提出の機会を設けて頂いたことにつきまして、御礼申し上げます。

以下のとおり弊社共の意見を述べさせていただきますので、宜しくお取り計らいの程、お願い申し上げます。

項目	頁	意見
総論		<p>【意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 19 年 10 月 23 日に改定された「新競争促進プログラム2010」において、競争セーフガード制度等他の制度に電気通信事業分野における競争状況の評価（以下、「競争評価」）の結果を活用するという方向性が示されているとともに（※1）、平成 19 年 9 月に公表されたネットワーク中立性に関する懇談会報告書（以下、「NW 中立性報告書」）では具体的に市場画定や市場支配力の認定等への活用を行っていく旨が明記される等（※2）、競争評価の結果は総務省殿の政策策定に資する重要なものとなってきているものと認識しています。 ・ このように、総務省殿は競争評価の結果を各種政策の策定に活用していくとしながら、FTTH 市場のように、競争上問題が生じている市場において十分な競争施策が推進されていないことは問題であると考えます。 ・ 具体的には FTTH 市場に関する評価結果についての弊社共意見において後述するように、NTT 東西殿による独占が進展しているにもかかわらず、平成 20 年 3 月 27 日の情報通信審議会答申「次世代ネットワークに係る接続ルールの在り方について」（以下、「NGN 接続ルール答申」）では、何ら抜本的な解決策が示されず、むしろ NTT 東西殿の独占性を容認するかのような施策が進められていることは極めて不適切な措置と言わざるを得ません。このような状況では、競争事業者は市場退出を余儀なく迫られているに等しく、結果的に消費者利便の最大化は期待できません。 ・ 従って、このような状況を早急に打開すべく、今後の注視事項として問題を先送りするのではなく、加入光ファイバに

項目	頁	意見
		<p>係る接続料の低廉化及び分岐端末回線あたりの接続料設定等の実現を早急に実施し、公正競争が行える環境を整備すべきと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ なお、総務省殿が立案する政策の予見性を確保するために、競争セーフガード制度等他制度との連携のあり方についてより具体的な計画を提示すべきと考えます。 ・ さらに、現行の競争評価における評価分析の手法には、市場支配力の行使判断要素や認定基準、市場画定の手法や各種アンケートのとり方等に依然として課題があるのも事実であり、その他制度と競争評価を連携させていく上では、競争評価の制度や手法についてさらに議論を深め、その精度を高めていく必要があるものと考えます。 <p>※1 「新競争促進プログラム2010」改訂版より抜粋：「当該競争セーフガード制度に係る検証結果については情報通信審議会に報告するとともに、当該検証に際しては、毎年実施している競争評価の結果等についても、可能な限り活用を図るものとする。」</p> <p>※2 「NW 中立性報告書」より抜粋：「競争評価はドミナント規制の在り方を検証していくための評価手法を開発し、その制度的な枠組みを確立することを目的として開始されたものである。(略)競争評価をドミナント規制の運用面に関連付けて運用する場合、具体的には市場画定における活用、市場支配力の認定における活用、広域性の運用面において適正な公正競争要件の確保を図る上での検証への活用等が想定される。」</p>
I 固定電話領域の市場分析	33~43	<p>【総務省案】</p> <p>② 市場支配力の行使</p> <p>以下の判断要素等を総合的に勘案し、NTTグループが単独又は複数の事業者が協調して市場支配力を行使する可能性は低いと評価する。</p> <p>【意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 固定電話領域に関し、NTT東西殿が単独で市場支配力を行使する可能性は高くないとの分析は、妥当性を欠くも

項目	頁	意見
		<p>のと考えます。固定電話領域の市場支配力行使の評価にあたっては、シェアの変動や料金の推移等の外形的な要素ばかりではなく、ブランド等による競争優位性の存在等を含めて評価を行うことにより、NTT 東西殿による市場支配力の行使がなされていると評価すべきであると考えます。今回の固定電話市場における競争状況の評価においては、利用者の観点からの考察が実施されていますが、この考察も踏まえた上で、NTT 東西殿の市場支配力の行使について弊社共の意見を以下に述べさせていただきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ まず、今回実施された「平成 19 年度電気通信サービスモニターに対する第 1 回アンケート調査」の結果において、一度も固定電話サービスを変更したことがない理由として「事業者のブランドや信頼性が高いと思うから」が 43.3%と最も高くなっていますが、このケースにおいて、固定電話サービスを変更したことがない者は、NTT 東西殿による従来の加入電話サービスの利用を継続している状況にあることが想定されるため、ここでいう「ブランド」や「信頼性」の対象は主として NTT 東西殿であることが想定されます。この結果から、NTT 東西殿のブランド力が利用者の選好や判断に影響を与えるという形で市場支配力が機能しており、他社サービスへの移行を抑制するという形で加入電話サービスにおける NTT 東西殿のシェア維持に寄与しているものと考えられます。 ・ また、弊社共は NTT 東西殿が市場支配力を有する固定電話から 0AB-J IP 電話への移行時に電話番号を変えずに移行が可能であることや、FTTH サービスと 0AB-J IP 電話のセット提供が行われているといった実態から、NTT 東西殿の固定電話領域における市場支配力が固定電話市場のみならず FTTH 市場等にも影響を及ぼしていることは明らかと考えていますが、今回の競争評価結果案においても昨年同様、「NTT 東西の固定電話市場における市場支配力の隣接市場へのレバレッジについて注視することが必要である。」という注視事項に止まっています。しかしながら、NTT 東西殿の FTTH サービス及び 0AB-J IP 電話サービスのシェアは 70%以上の高水準で伸長を続けており、昨年の競争評価実施時から状況が改善していないことは明らかであり、固定電話市場における NTT 東西殿の優位性が、他の隣接市場に影響を及ぼしているという傾向について注視を行うのみでは不十分であると考えます。 ・ 以上のことから、固定電話領域における市場支配力の濫用防止にとどまらず、隣接市場への市場支配力の濫用防

項目	頁	意見																																											
		<p>止のための実効性のある措置として、加入電話サービスの顧客情報を FTTH サービス及び 0AB-J IP サービスの営業に用いることを完全に禁止する等のため、早急に実効的なファイアウォールの厳格化を実施した上で、最終的にはNTT東西殿をはじめとしたNTTグループの構造問題(構造分離や機能分離等)について検討を進めていくことが必要と考えます。</p>																																											
<p>II 移動体通信領域の市場分析</p>	<p>概要 10 42 (評価結果)</p>	<p>【総務省案】</p> <p>【図表2 市場支配力に関する評価結果の概要】</p> <table border="1" data-bbox="651 587 1227 978"> <thead> <tr> <th rowspan="2">領域</th> <th rowspan="2">主な固定市場 (部分市場を含む)</th> <th colspan="2">07年度の評価結果</th> </tr> <tr> <th>市場支配力の存在</th> <th>市場支配力の行使等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">固定電話</td> <td>固定電話(加入)</td> <td>◎ (単独)</td> <td>△ (ブロードバンドへのレベルアップの懸念)</td> </tr> <tr> <td>中継電話</td> <td>○ (単独・協調)</td> <td>× (低)</td> </tr> <tr> <td>050-IP電話</td> <td>△ (協調のみ)</td> <td>× (低)</td> </tr> <tr> <td>移動体通信</td> <td>携帯電話・PHS</td> <td>○ (単独・協調)</td> <td>△ (行使の可能性は低、残余の運用性確保 がプラットフォームの互換性が保証)</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">インターネット接続</td> <td>ブロードバンド</td> <td>○ (単独・協調)</td> <td>△ (マイグレーションを注視)</td> </tr> <tr> <td>ADSL</td> <td>○ (単独・協調)</td> <td>× (低)</td> </tr> <tr> <td>FTTH</td> <td>○ (単独・協調)</td> <td>△ (固定電話市場からのレベルアップの懸念)</td> </tr> <tr> <td>CATV インターネット</td> <td>× (単独・協調)</td> <td>— (存在しない)</td> </tr> <tr> <td>ISP</td> <td>× (単独・協調)</td> <td>— (存在しない)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">法人向けネットワークサービス</td> <td>WANサービス</td> <td>△ (協調のみ)</td> <td>× (低)</td> </tr> <tr> <td>専用サービス</td> <td>◎ (単独)</td> <td>× (低)</td> </tr> </tbody> </table> <p>また、V章で見ると、携帯電話・PHS市場においては、プラットフォーム機能に起因する互換性の制約がスイッチングコストの要因となること等によって、事業者間の競争に影響を与えている。また、プラットフォーム機能 32 の在り方は、質の高い多様なサービスの提供の可能性など、今後の市場の発展の鍵を握っていると考えられる。例えば、プラットフォーム機能の互換性が高まり、その連携が強化されることで、利用者の嗜好に応じた多様なサービス・端末利用が促され、従来型の加入者獲得競争が対象としてきた新規加入増が伸び悩んでいる状況においても、携帯電話・PHS市場の活性化が実現する可能性がある。</p> <p>現在、総務省において、プラットフォーム機能の連携強化等について検討を行うことを目的に「通信プラットフォーム研</p>	領域	主な固定市場 (部分市場を含む)	07年度の評価結果		市場支配力の存在	市場支配力の行使等	固定電話	固定電話(加入)	◎ (単独)	△ (ブロードバンドへのレベルアップの懸念)	中継電話	○ (単独・協調)	× (低)	050-IP電話	△ (協調のみ)	× (低)	移動体通信	携帯電話・PHS	○ (単独・協調)	△ (行使の可能性は低、残余の運用性確保 がプラットフォームの互換性が保証)	インターネット接続	ブロードバンド	○ (単独・協調)	△ (マイグレーションを注視)	ADSL	○ (単独・協調)	× (低)	FTTH	○ (単独・協調)	△ (固定電話市場からのレベルアップの懸念)	CATV インターネット	× (単独・協調)	— (存在しない)	ISP	× (単独・協調)	— (存在しない)	法人向けネットワークサービス	WANサービス	△ (協調のみ)	× (低)	専用サービス	◎ (単独)	× (低)
領域	主な固定市場 (部分市場を含む)	07年度の評価結果																																											
		市場支配力の存在	市場支配力の行使等																																										
固定電話	固定電話(加入)	◎ (単独)	△ (ブロードバンドへのレベルアップの懸念)																																										
	中継電話	○ (単独・協調)	× (低)																																										
	050-IP電話	△ (協調のみ)	× (低)																																										
移動体通信	携帯電話・PHS	○ (単独・協調)	△ (行使の可能性は低、残余の運用性確保 がプラットフォームの互換性が保証)																																										
インターネット接続	ブロードバンド	○ (単独・協調)	△ (マイグレーションを注視)																																										
	ADSL	○ (単独・協調)	× (低)																																										
	FTTH	○ (単独・協調)	△ (固定電話市場からのレベルアップの懸念)																																										
	CATV インターネット	× (単独・協調)	— (存在しない)																																										
	ISP	× (単独・協調)	— (存在しない)																																										
法人向けネットワークサービス	WANサービス	△ (協調のみ)	× (低)																																										
	専用サービス	◎ (単独)	× (低)																																										

項目	頁	意見
		<p>研究会」が開催されており、競争評価としても、研究会における今後の議論の動向に注視していくとともに、必要に応じ連携していくこととする。</p> <p>【意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 評価結果案にて、「上位事業者間において、新規顧客の獲得及び既存顧客の維持に向けた競争が非常に活発に行われており、市場シェアや契約の純増数シェア等が変動を見せている。」と述べられているとおり、現状の携帯電話・PHS 市場では活発な料金競争やサービス競争が行われており、極めて競争的市場となっています。にもかかわらず、今回の評価結果案の最終的な結論としてさらなる市場の活性化の必要性を示す評価結果が出されていることについては、市場の実態を十分に反映した評価がなされていないという懸念があります。 ・ また、今年度の市場支配力行使の評価結果案において、昨年度同様に市場支配力を行使する可能性は低いとしながらも、留意点として、料金体系の複雑化やプラットフォーム機能の制約による競争状況への影響が挙げられていますが、市場支配力の行使是非の評価において、このような市場支配力との関連性が不明確な定性的要素をもとに特定の方向付けを行うことは、評価の客観性確保や過去の評価との継続性といった観点からも不適當であると考えます。 ・ 以上のことから、市場支配力の行使に関する評価として、評価結果(案)の概要 P10 における図表2「市場支配力に関する評価結果の概要」中の移動体領域の市場支配力行使の評価を「△」とするのではなく、「×」とすべきと考えます。
	40	<p>【総務省案】</p> <p>なお、割引サービスの横並びの傾向も生じてきており、より充実したサービスが各社において導入されること自体は利用者利益の向上にも資するものである一方、新規の競争行動の相互牽制の表れと考えることも可能であることには留意が必要である。</p> <p>(略)</p>

項目	頁	意見
	42	<p>事業者によって、販売奨励金が存在する従来型料金プランと販売奨励金のない新料金プランの加入状況等に違いが生じ、競争状況に影響を及ぼすことも考えられる。今後、新料金プラン導入の動向や当該プランの導入が事業者間の競争に与える影響等について注視すべきである。</p> <p>MVNOについては、MVNO事業化ガイドラインの再改定が行われ、今後の一層の市場活性化が期待されている。MVNOの参入が、市場の活性化等携帯電話・PHS市場に与える影響も大きいと考えられ、MVNOの参入状況や参入の阻害要素の有無等について、引き続き注視していく必要がある。</p> <p>【意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 今回の評価結果案において、「新規の競争行動の相互牽制の表れと考えることも可能であることには留意が必要」と述べられていますが、過去実績に基づいた分析を行うことに主眼を置いた競争評価において、実績データに基づかない可能性等を示すことは適切でないと考えます。さらに、評価結果(案)においても「上位事業者間において、新規顧客の獲得及び既存顧客の維持に向けた競争が非常に活発に行われており、市場シェアや契約の純増数シェア等が変動を見せている」と示されているとおり、少なくとも活発な料金競争・各種サービス競争が行われている現状の携帯電話・PHS市場において、新規競争行動を相互抑制する可能性を懸念する評価は適切ではありません。 ・ また、MVNOの参入等による新たなビジネスモデルやメーカー主導の携帯電話端末による多様なサービスの登場等、多種多様な移動体ビジネスモデルが創出され、競争はさらに活発化しているところです。これら新サービスの創出が活発な市場について、分析における十分な論拠もなくMVNOの参入の阻害性等を問題視するかのような評価を示すことは適切でないと考えます。

項目	頁	意見
Ⅲ インターネット接続領域の市場分析	7～27	<p>【総務省案】</p> <p>「4. 競争状況の評価」全体(引用省略)</p> <p>【意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ VI 事業者間取引が競争状況に及ぼす影響に関する分析において、「卸FTTH回線市場では卸ADSL回線市場と比較して回線の自己調達比率が著しく高い水準にあり」等と示されていることからわかる通り、ブロードバンド市場において各部分市場間にもその市場構造に大きな差異が存在します。従って、今後の政策立案に役立てる観点からは、部分市場毎に詳細な分析を行う重要性は高まっており、問題のある市場については、公正競争を確保するために直ちに問題を解消する是正措置を実行すべきと考えます。 ・ 各部分市場の分析にあたっては、一定の競争環境が整っているADSL市場よりも、市場が拡大傾向にあり、重要性の増しているFTTH市場を特に重点的に分析すべきと考えます。 ・ FTTH市場の評価結果案に対する意見において詳述するとおり、FTTH市場においては、NTT東西殿によるボトルネック設備等の開放が進んでいないため、加入光ファイバに係る接続料の低廉化及び分岐端末回線あたりの接続料設定に関する見直しを即時に実施すべきです。
	39	<p>【総務省案】</p> <p>2)市場支配力の行使</p> <p>①単独での市場支配力の行使</p> <p>以下の要素等を総合的に勘案し、現行の規制や市場環境下においては、NTT東西が単独で市場支配力を行使する可能性は低いと評価する。</p> <p>NTT東西には、第一種指定電気通信設備制度に基づく接続規制・行為規制・サービス規制が適用されており、市場支配力の行使を抑止・けん制するための一定の歯止めとなる措置が講じられている。これらの規制は、一定程度有効に機能しているものと考えられる。</p>

項目	頁	意見
		<p>その結果、ADSLサービスにおいては、ソフトバンクBBの契約回線数シェアがNTT東西を抜き1位となるなど、対抗し得る有力な競争事業者が現に存在している。</p> <p>また、ブロードバンド内におけるFTTHやCATVからの競争圧力も存在しており、価格を引き上げることは容易ではない。</p> <p>【意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ADSL 市場においては、「NTT東西には、第一種指定電気通信設備制度に基づく接続規制・行為規制・サービス規制が適用されており、市場支配力の行使を抑止・けん制するための一定の歯止めとなる措置が講じられている。」と示されているとおり、ネットワークのオープン化等の事前のルール作りが一定程度有効に機能しているため、基本的には競争環境が整備されている状態にあります。 ・ また、現在ADSLからFTTHへのマイグレーションが進んでおり、今後この傾向はさらに加速すると思われるため、インターネット接続領域においてADSL市場よりもFTTH市場の重要性が増してきている状況にあります。 ・ 従って、このマイグレーションがADSL市場に与える影響を分析するとともに、FTTH市場における公正競争環境整備を早期に推進すべきと考えます。
	70	<p>【総務省案】</p> <p>(2)市場支配力</p> <p>1)市場支配力の存在</p> <p>① 単独での市場支配力</p> <p>以下の判断要素等を総合的に勘案し、NTT東西が市場支配力を単独で行使し得る地位にあると評価する。現存の市場構造や事業者間の競争状況においては、一定の競争ルールの存在なしには、契約回線数シェア1位のNTT東西が単独で価格その他各般の条件を左右し得る地位にある蓋然性が高い。</p>

項目	頁	意見
	72	<p>2) 市場支配力の行使</p> <p>① 単独での市場支配力の行使</p> <p>以下の要素等を総合的に勘案し、現行の規制や市場環境下においては、NTT東西が単独で市場支配力を行使する可能性は高くないが、固定電話市場からのレバレッジの懸念等があると評価する。</p> <p>NTT東西には、第一種指定電気通信設備制度に基づく接続規制・行為規制・サービス規制が適用されており、市場支配力の行使を抑止・牽制するための一定の歯止めとなる措置が講じられている。これらの規制は、一定程度有効に機能しているものと考えられる。また、ブロードバンド市場内におけるADSLやCATVからの競争圧力も存在している。</p>
	73 ~ 74	<p>(3) 今後の注視事項</p> <p>以上の評価結果を踏まえつつ、競争評価としての今後の注視事項として、以下の3点を指摘することができる。</p> <p>第1に、FTTH市場がブロードバンド市場に占める重要性に鑑み、今後も詳細なモニタリングを行う必要がある。FTTHは依然拡大期にあり、今後も契約回線数の増加が見込まれるが、一方で、純増数は鈍化傾向にあり、事業者の新規参入も同様の傾向にある。NTT東西と他の競争事業者のシェアの格差が拡大していることも踏まえ、引き続き市場シェア等の競争状況をサービス区分別の部分市場(集合住宅市場及び戸建て向け市場)及び地理的区分別の部分市場の分析により詳細に把握すべきである。また、NTT東西による市場支配力の行使の可能性について、今後も注視していく必要がある。</p> <p>特に、FTTHへのマイグレーションの進行が本格化するにつれ、ブロードバンド市場内におけるADSL市場やCATV市場からの競争圧力が今後弱まることが予想される。そのような市場環境の変化が生じた場合は、現行の競争ルール下においても市場支配力の行使の可能性が高まることに留意すべきであり、そのためには、データの収集可能性に留意しつつきめ細かい分析を行う必要性がある。</p> <p>また、広告・宣伝、工事や手続等がFTTH市場に与える影響についても注視すべきである。広告・宣伝、工事や手続</p>

項目	頁	意見
		<p>等は競争上重要な要素であり、とりわけ後者については、NTT東西と接続ルールに基づきNTT東西の指定電気通信設備に接続することによってサービスを提供している競争事業者との間で差が生じている 15 との意見があることから、競争評価においても注視すべきである。</p> <p>第2に、固定電話市場における市場支配力を梃子として、NTT東西がFTTH市場における影響力を拡大する行為がないか検証すべきである。FTTHサービスは、加入においてOABJ-IP電話とのセット提供が行われているなど、固定電話市場と密接に関連する形で、普及が進んでいる面がある。また、加入電話の顧客情報の利用によって営業面でNTTが競争事業者に対して優位となる可能性もある。以上のような点に関し、競争ルールの適切性を含め競争評価として注視すべきである。</p> <p>第3に、NTT東西によるNGNを利用したサービス「フレッツ 光ネクスト」の開始がFTTH市場に与える影響について注視することが必要である。この点、サービス開始に際して行われた総務省による活用業務認可や情報通信審議会答申「次世代ネットワークに係る接続ルールの在り方について」を踏まえた関係省令の改正等の措置を受け、今後NTT東西のNGNを利用した電気通信事業者やコンテンツプロバイダ等が参入し、ブロードバンド市場が活性化することが期待される。競争評価としては、これらについて積極的な検証を行い、必要に応じて制度との有機的な連携を図るべきである。</p> <p>【意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 評価結果(案)において、NTT 東西殿に対して、市場支配力を単独で行使し得る地位にあるとしながら、単独で NTT 東西殿が市場支配力を行使する可能性は高くないとされており、その判断根拠としては、「NTT東西には、第一種指定電気通信設備制度に基づく接続規制・行為規制・サービス規制が適用されており、市場支配力の行使を抑止・牽制するための一定の歯止めとなる措置が講じられている。これらの規制は、一定程度有効に機能しているものと

項目	頁	意見
		<p>考えられる。」と挙げられているところです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ しかしながら、この点については、評価結果(案)において、「卸FTTH市場における自己調達回線の割合が89.6%を占めていること等から、これまでのFTTH市場においては、ADSLとは異なり、第一種指定電気通信設備制度に基づきNTT東西のネットワークを利用しながら事業を展開していくサービス競争ではなく、自らネットワークを構築し事業展開していく設備競争が競争の中心であり、かつ、NTT東西が徐々に優位に立っている傾向にあると考えられる。」と示されているとおり、NTT 東西殿によるボトルネック設備等の開放が進んでいない実態が明らかなです。また、評価結果(案)において、「戸建て住宅市場においては、新規参入が比較的活発」と分析されているところではありますが、これは自ら設備を設置する小規模な事業者の参入が進んでいることを示すものであって、NTT の指定電気通信設備を活用した形態での参入については非常に限られており、このことから、ボトルネック設備等の開放が不十分であることが明らかなです。 ・ 以上のことから、FTTH市場におけるNTT 東西殿に対する接続規制等の措置が一定程度有効に機能しているという評価は適当ではなく、特に、平成20年3月27日に情報通信審議会により答申された「次世代ネットワークに係る接続ルールの在り方について」に係る答申等においては、分岐端末回線単位接続に係る問題等、FTTH市場における競争阻害要因の最たるものを先送りにする等により、FTTH市場におけるルール整備が不十分なものに留まっているというのが弊社共の認識です。 ・ 従って、評価結果(案)において「競争事業者によるFTTHのサービス提供は、NTT東西の加入者回線の開放に依存する部分が大きく、NTT東西は当該設備の利用に対する各種手続等を通じて、競争事業者に影響を与えることが可能な立場にある」と示されていることから、FTTH市場における競争上の問題をこれ以上放置するのではなく、設備競争とサービス競争をバランス良く促進していくために、加入光ファイバに係る接続料の低廉化及び分岐端末回線あたりの接続料設定に関する見直し等の措置を即時に実施し、FTTH市場における公正競争環境を整備すべきです。

項目	頁	意見
		<ul style="list-style-type: none"> ・ また、今後の注視項目として挙げられている第1～第3の事項に関しても、注視として先送りするのではなく、今年度の競争評価において要因を分析し、従来から弊社共が主張しているとおりの、早急に以下の措置が講じられる必要があると考えます。 <ul style="list-style-type: none"> - 広告宣伝費について、内部相互補助がなされていないかをより厳格に検証するための会計ルールの整備 - 屋内配線工事に関するルール整備 - NTT東西殿による独占の固定電話市場からインターネット市場への市場支配力のレバレッジを防止するためのファイアウォール措置の厳格化 - 地域 IP 網及び次世代ネットワークにおける OSU 共用による分岐端末回線単位接続の実現
	99 ~ 100	<p>【総務省案】</p> <p>(3)今後の注視事項</p> <p>以上の評価結果を踏まえつつ、競争評価としての今後の注視事項として、以下の3点を指摘することができる。第1に、ADSLからFTTHへのマイグレーションが進行している中、ISP市場におけるNTT系事業者の契約回線数シェアは緩やかな上昇傾向にある。インターネット接続サービスはインターネット接続回線サービスと補完的な位置づけにあるサービスであり、ADSLやFTTHといったブロードバンド市場からISP市場へのレバレッジによる影響¹⁹が及ぶことがないか、注視が必要である。</p> <p>【意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 注視項目として挙げられている「ブロードバンド市場からISP市場へのレバレッジによる影響が及ぶことがないか」という点については、現に量販店やNTT東西殿の県域子会社(等)の代理店においてBフレッツのOCN推奨販売が行われている状況に着目すべきです。 ・ すなわち、今後の注視として先送りするのではなく、まずは競争評価において、早急に量販店や県域子会社(等)の

項目	頁	意見
		<p>代理店に対する実地調査等を行い、OCN やぷららといった NTT グループの提供する ISP サービスが優先的に推奨される行為を確認のうえ、早急に「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針」や「東・西 NTT の業務拡大に係る公正競争ガイドライン」を改正する等により、市場支配力を有するNTTグループによる共同的・一体的営業に関する制限措置を講ずるべきと考えます。</p>
<p>IV 法人向けネットワークサービス領域の市場分析</p>	<p>16~21</p>	<p>【総務省案】</p> <p>2)市場支配力の行使</p> <p>以下の要素等を総合的に勘案し、シェア上位の複数の事業者が協調して市場支配力を行使する可能性は低いと評価する。</p> <p>【意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ WAN サービス市場領域に関し、NTT東西殿と NTT コミュニケーションズ殿の協調により市場支配力を行使する可能性は高くないとの分析は、妥当性を欠くものと考えます。 ・ NTT グループとしてのシェアが 69.0%と総合的に市場支配力を行使しうる状態にありながら、評価結果案としてはシェア 2 位の NTT コミュニケーションズ殿(シェア 23.2%)に対して特定関係事業者としての規制が課されており、NTT 東西殿(シェア 36.6%)との間に一定のファイアウォール規制が適用されていることを理由にNTTグループとしての市場支配力は行使されていないとされています。しかしながら、昨年より NTT 東西殿の法人営業を NTT コミュニケーションズ殿に集約する等 NTT グループ内での実質的な営業体制の統合が進められていること等を考慮すると、この評価は妥当ではなく、NTT コミュニケーションズ殿への法人営業集約等の NTT グループ連携強化の動きを禁ずる措置を取ることが必要と考えます。 ・ また、評価結果案では NTT 東西殿の広域イーサネットサービス「ビジネスイーサ ワイド」の動向について注視する

項目	頁	意見
		<p>こととされていますが、注視を行うのみでは不十分であると考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> 従来、末端のアクセス回線利用料が競争事業者と比べて低価格であるため、特に同一 MA 内、同一県内における拠点数が多くなるケースにおいて競争事業者が対応できない料金水準でサービス提供がされていることから、県内に閉じていたにもかかわらず NTT 東西殿の広域イーサネットサービスは 29.6%というシェアを確保していたものです。今後NTT東西殿が活用業務に係る認可に基づき、同様の価格設定で県内部分での競争優位を維持したまま、全国にサービス範囲を拡大することにより、広域イーサネットサービス市場における公正競争環境が保たれず、急激にNTT東西殿の広域イーサネットサービスのシェアが拡大することが懸念されます。このようなNTT東西殿の広域イーサネットサービス全国化に伴う懸念を排除するため、注視に止まらず早急な対応を実施することが必要と考えます。 具体的には、NTT東西殿の広域イーサネットサービス拡大後の公正競争を確保するため、競争事業者がNTT東西殿と同等の料金設定・サービス水準が確保できるよう、NGN 接続ルール答申において示された NTT 東西殿のイーサネットサービスに係る接続料設定を、収容局ごと等の多様な接続点を設け、低廉な料金水準で、料金設定権を接続事業者に付与する形で実現し、早急に競争事業者に対してエンドエンドでの自由な料金設定を可能とすべきと考えます。
V プラットフォーム機能が競争に及ぼす影響に関する分析	2	<p>【総務省案】</p> <p>このプラットフォーム機能については、07年に総務省で開催された研究会等において第一段階の分析が行われている。(中略) また、プラットフォーム機能に焦点を当て、ブロードバンド市場における新しいビジネスモデルの創出を促す観点から講じるべき所要の施策展開の在り方について検討を行うことが必要であるが、この点については08年2月から「通信プラットフォーム研究会」にて検討を行っており、08年11月を目途に報告書を取りまとめる予定としている。本競争評価においては、プラットフォームの市場実態の把握や当該市場の分析の枠組み等について整理することをその目的とすることとする。</p>

項目	頁	意見
		<p>【意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 昨年来、複数の研究会等により、プラットフォーム機能にかかる政策的議論がなされているところですが、競争政策の観点では、固定通信市場におけるボトルネック性や市場の独占的状态に基づく市場支配力との結びつきという意味において、第一種指定電気通信設備を設置する事業者が有するプラットフォーム機能について、多くの議論が費やされるべきです。 ・ 例えば、NTT 東西殿の NGN にかかるプラットフォーム機能(インタラクティブ通信に含まれる優先制御機能等)については、相互接続性に制限を設ける等、当該機能の連携を限定することにより、市場における自己の地位を濫用し、下位レイヤーをはじめとした各レイヤーにおける市場支配力を不当に強化することが可能となります。 ・ 本来、第一種指定電気通信設備を設置する事業者が有するプラットフォーム機能については、競争評価制度による分析に依らず、開放を促進すべきであることは言を待たないところですが、当該制度の分析を通じ、中長期的な視点を含めて、当該機能の連携の在り方等について評価を行うことは、有益な試みです。 ・ 他方、移動体通信市場の分析を行う場合については、アクセス回線におけるボトルネック性との関連性が存在しないこと並びに後述するような携帯電話市場における特性等を踏まえ、明確に固定通信市場における第一種指定電気通信設備を設置する事業者とは区別した上で、検証を行うべきと考えます。
	5~6	<p>【総務省案】</p> <p>上記のとおりプラットフォーム機能については多岐にわたるものであり、以下の2点の理由により、現時点において競争評価の観点から一律の市場画定を行うことは行なわない。</p> <p>第一に、プラットフォーム機能には、専門的に提供されている機能と通信事業と一体として兼業的に適用される機能が存在することが挙げられる。専門的に提供されている機能には、クレジット会社が提供する課金・決済機能のように利用者に直接提供されているものもあるが、通信事業者によって垂直統合的に提供されているプラットフォーム機能は、当該機能単独で利用者に提供されるものではない。このため、専門的なプラットフォームと兼業的なプラットフォームを一つの市場として取り扱うことが困難である。</p>

項目	頁	意見
		<p>第二に、プラットフォーム機能の実装形態について多様なバリエーションがあることが挙げられる。具体的なプラットフォーム機能は、ネットワークに実装される形態、端末に実装される形態、端末とサーバが連携して提供される形態など幾つかの形態に分類することが可能であるものの、一様ではない。また、こうした実装形態の在り方は、他の市場との関係や技術革新等によって急速に変化することが考えられることから、現時点で一律に市場画定を行うことは困難である。</p> <p>【意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> プラットフォーム機能については、今後、自由競争に基づく市場・技術の動向により、多様なビジネスモデル上、様々な機能が様々な形態(機能具備の在り方)にて登場する可能性があり、そのバリエーション毎に、プラットフォーム機能の連携の在り方、レイヤー間での機能分担・責任分界の在り方、あるいはサービス提供にあたり重要なプラットフォーム機能の範囲は異なることが想定されます。従って、現状、一定のモデルを前提として、プラットフォーム機能の検討範囲を定めることは不適切であり、「現時点で一律に市場画定を行うことは困難」とする評価結果案の方針は妥当であると考えます。 ただし、第一種指定電気通信設備を設置する事業者が有するプラットフォーム機能については、前述のとおり、競争政策の観点で最も重要な機能であることを踏まえ、早急に具体的な議論を開始することが適当です。この点については、上述のような市場画定の議論により、プラットフォーム機能にかかる一律の市場画定がなされずとも、個別にNTT 東西殿の有するプラットフォーム機能(将来的な具備が想定される機能を含む)を特定する等の手法により、現時点で分析に着手することが可能であると考えます。本件については第3章への意見にて後述します。
	8~9	<p>【総務省案】</p> <p>各市場の規模について時系列的に見ると、通信サービスレイヤー及び端末レイヤーについては横ばい状況が続いている。また、コンテンツ・アプリケーションレイヤーにおいても、コンテンツ関係市場については過去5年程度横ばい状況が続いているものの、他方、ASP(Application Service Provider)関連市場やモバイルコンテンツ関連市場について</p>

項目	頁	意見
		<p>は、今後大きく成長するものと見込まれる。ただし、これらの推計については、例えば以下のようにプラットフォーム機能の連携強化が進むことにより、一層の市場拡大が図られる可能性がある。(中略) 第四に、コンテンツ・アプリケーション事業に係る市場規模の拡大を通じて、共通するコンテンツ等の利用者数が増加してコンテンツ・アプリケーションの多様性が拡大するなどの「ネットワーク効果」が生まれ、結果としてトータルとしての利用者利便の向上が実現することが期待される。</p> <p>【意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本章において、「プラットフォーム機能の連携強化が進むことにより、一層の市場拡大が図られる可能性がある」旨、述べられていますが、第一にユーザニーズの実態を踏まえ、個別のプラットフォーム機能単位で連携の効果を図ることが必要です。また、多様なビジネスモデルが発展していく中で、プラットフォーム連携の在り方は様々なバリエーションが想定され、仮に連携を図ったとしても、それが適切な連携方法で無かった場合には、かえってユーザのコスト増や市場の縮退を引き起こす可能性がある点に留意が必要です。よって、あらゆる連携強化が直ちに市場拡大を図るという単純な構図で捉えるのではなく、連携コストの最適化を追求し、個別の機能・サービス単位で効果的な連携方法を追求すべきと考えます。 ・ 競争評価において、プラットフォーム機能の在り方について分析を行う意義は、こうした留意点も踏まえ、詳細な形でプラットフォーム機能が競争に及ぼす影響や、あるべき連携方法を特定することにあるものと考えます。
	10	<p>【総務省案】</p> <p>将来の通信サービス市場におけるプラットフォーム機能を分析の対象とするためには、技術革新や市場環境の変化の正確な予測を行うことが必須であるものの、これには困難を伴うものであることから、本競争評価においては、評価時点で利用可能なデータを基にプラットフォーム機能を分析することが適当である。</p>

項目	頁	意見
		<p>【意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> 分析における留意点として、「将来の通信サービス市場におけるプラットフォーム機能を分析の対象とするためには、技術革新や市場環境の変化の予測を行うことが必須であるものの、これには困難を伴う」とありますが、先に述べたとおり、NTT 東西殿の NGN にかかるプラットフォーム機能については、公正競争の観点において非常に重要な機能であり、事後的評価のみに頼った場合、競争上手遅れとなる事態になりかねません。 従って、市場支配力の抑止等の観点において、市場支配力を有する事業者のプラットフォーム機能の評価については、評価期間における競争状況のみでなく、中長期的な視点を含めて、当該機能の連携の在り方等について分析を行うことが必要です。たとえ、NTT 東西殿の NGN 上で現在プラットフォーム機能に該当するサービス付与機能が実装されていない場合であっても、例えば、この先数年程度以内に具備される予定又は可能性がある機能について NTT 東西殿に報告を求める等により、当該機能の市場環境に及ぼす影響について一定の予見性をもって評価すべきです。特に戦略的評価においてはこのような試行的なアプローチを積極的に採用することで、今後の競争評価の分析手法をより有効なものとするのが可能であると考えます。
	13	<p>【総務省案】</p> <p>まず、競争評価においては、固定通信(固定電話、インターネット接続、法人向けネットワーク)と移動体通信は、サービス市場が別個の領域と位置付けられている。加えて、移動通信分野では電気通信事業者がプラットフォーム機能を含め垂直統合的なビジネスモデルでサービス提供を行う程度が強いこと等を勘案すれば、両者を区別して分析を行うことが適当である。</p> <p>【意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> 前述のとおり、競争政策の観点では、固定通信市場におけるボトルネック性や市場の独占的状态に基づく市場支配力との結びつきという意味において、第一種指定電気通信設備を設置する事業者が有するプラットフォーム機能について重視されるべきであり、他の市場とは明確に区分して考えるべきです。

項目	頁	意見
		<ul style="list-style-type: none"> また、本件に関連し、本評価結果案において「競争評価の市場画定や垂直統合的ビジネスモデルの進展度合い等から、移動通信分野と固定通信分野は区別して分析することが適当」との記述がなされていますが、「垂直統合的ビジネスモデルの進展度合い等」についてより具体的に言えば、周波数の資源有限性等に基づくビジネスの性質の相違と換言することが可能と考えます。すなわち、携帯電話市場においては、周波数の効率利用を促し、最大効用を図ることが携帯電話事業者のプラットフォーム機能の役割の一つであることや、携帯電話事業者が独自のプラットフォーム機能を前提に、自身のネットワーク設計やサービス設計を行っている現状を踏まえ、固定通信市場とは全く異なる市場として認識することが適当です。
	24 ~ 25	<p>【総務省案】</p> <p>以上のアンケート調査結果を踏まえ、(1)で挙げた3つの分析項目(ポータブルなメールアドレス、コンテンツのポータビリティ、ゲームや情報サイトの契約ポータビリティ)に関し、以下のような傾向を見ることができる。(中略) このため、端末のポータビリティが実現することにより、上記の三つの項目と同様、適正な対価によって端末の継続利用が可能となることで、乗換費用が低下し、利用者利益の向上に資する可能性が高い。</p> <p>【意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> 本評価結果案において、ポータブルなメールアドレス、コンテンツのポータビリティ、ゲームや情報サイトの契約ポータビリティ、端末のポータビリティについて、程度の差こそあれ、総じて「適正な対価で提供された場合、事業者間の乗換費用が低下し、利用者利益の向上に資する可能性が高い」とされています。 この点については、一般論的に理解できる評価ではあるものの、競争状況を評価するという目的に照らして、必要十分な分析が行われた帰結とは必ずしも言い難い点があると考えます。 例えば、アンケートの取り方を取ってみても、以下に列挙する事項に改善すべき点がうかがわれます。 <ul style="list-style-type: none"> 携帯電話会社を変更しようと思わない理由について、「メールアドレスが引き継げない」とあるが、メールアドレ

項目	頁	意見
		<p>スを引き継ぎたい意向の背景として、移転後のアドレス通知が面倒であるからか、現行アドレスへの愛着からアドレスを変えたくないのか等の原因分析がなされていないこと</p> <ul style="list-style-type: none"> - ポータブルなメールアドレスの利用意向について、MNO 以外のメールアドレスに限定してアンケートを行っており、現行の携帯電話のアドレスの継続利用を含む、ポータブルなアドレス体系へのユーザ意向の詳細を把握できていないこと - 各サービスの移行に支払う対価について、最低単位が「300 円未満」とされており、当該項目を選択した対象者が「追加負担がないのであれば(無償であれば)利用したい」のか「数百円程度であれば利用したい」のかが分析不可能であること <p>・ 競争評価にて分析を行う以上、プラットフォーム連携において優先度が高いものは何か、どのような優先順位にてプラットフォーム連携が図られることが効果的か、サービス毎に最も適当な(ユーザニーズの高い)連携方法は何か、あるいは社会的にどの程度の連携コストが生じる可能性があるのか等、より広範に調査を行い、分析を充実させるべきと考えます。</p>
	30	<p>【総務省案】</p> <p>以上見てきたように、公式サイトと一般サイトの利用意向については総体として垣根が相当程度低下してきているが、公式サイトについてはアクセスの容易性や利便性等を選択理由に挙げる傾向にある一方、一般サイトについては利用料の割安感などへの期待が高い。また、公式サイトとPCサイトについては利用意向が拮抗している。以上を踏まえれば、コンテンツを利用する場合に公式サイトと一般サイトの垣根は利用者意識として相当程度低下してきているものの、料金回収代行やポータルを提供しているという公式サイトの優位性は依然として大きいものと考えられる。</p> <p>【意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本評価結果案において、「公式サイトと一般サイトの垣根は利用者意識として相当程度低下してきているものの、料金回収代行やポータルを提供しているという公式サイトの優位性は依然として大きい」とされています。

項目	頁	意見
		<ul style="list-style-type: none"> ・ この点については、第一に、公式サイトと一般サイトという区分を前提に、利用意向を確認することが適当かについて、整理を図る必要があると考えます。 ・ 例えば、利用者が携帯サイトに何を望むか(例えば、「料金回収の簡易さ」か、「サイトの安全性」か、「サイトの多様性」か、「支払い形態の多様性」か等)を明確化した上、それら利用者ニーズと選好するサイトの特性との関連性を明示することが有効です。その上で、「公式サイトを選好するユーザ群」と「一般サイトを選好するユーザ群」に明確に分かれた場合には、公式サイトと一般サイトに区分して、さらなる分析を進めることも一定の妥当性があるものと考えます。こうした手順を行わず、「公式サイト」と「一般サイト」という区分ありきで分析を進めることは、恣意的な結論を導き出す懸念があるものと考えます。 ・ また、例えば、課金・請求方式をとっても、現行のサイトの回収代行については、一定の基準を満たしたコンテンツのみ請け負うこととしていますが、これは、公序良俗、社会情勢等に照らして、コンテンツの信用性、社会性等を勘案して構築しているスキームであり、消費者保護や消費者利便の向上等に配慮したものです。このようなサイトの性質に基づくスキームの相違等、環境的な要因も考慮の上、評価を行うことが適当であると考えます。 ・ なお、本アンケートについて、「一般サイトについては利用料金の割安感等への期待が大きい」とありますが、PC向けのサイトの利用意向については、アンケート上位より、「普段PCで利用しているサービスをそのまま利用できる(50.0%)」、「サイトの情報量が多い(22.6%)」、「コンテンツ等の種類が豊富(16.1%)」、「コンテンツの利用料が安そう(8.3%)」となっていることを踏まえ、Webアンケートで本アンケートが実施されていることを差し引いても、全体の9割近くを占める「PC利用からのシームレス性」や「サイトやコンテンツの情報量等の豊富さ」という点をもって総括することが、公平な評価であると考えます。この点を踏まえ、評価結果案P30第一段落の記述を以下のとおり変更すべきです。 <p>【現行案】</p> <p>「以上見てきたように、公式サイトと一般サイトの利用意向については総体として垣根が相当程度低下してきてい</p>

項目	頁	意見
		<p>るが、公式サイトについてはアクセスの容易性や利便性等を選択理由に挙げる傾向にある一方、一般サイトについては利用料の割安感などへの期待が高い。また、公式サイトとPCサイトについては利用意向が拮抗している。」</p> <p>【変更案】</p> <p>「以上見てきたように、公式サイトと一般サイトの利用意向については総体として垣根が相当程度低下してきているが、公式サイトについてはアクセスの容易性や利便性等を選択理由に挙げる傾向にある一方、一般サイトについてはPC利用からのシームレス性やサイト数・情報量の多さへの期待が高い。また、公式サイトとPCサイトについては利用意向が拮抗している。」</p>
	37 ~ 38	<p>【総務省案】</p> <p>コンジョイント分析によって</p> <ul style="list-style-type: none"> ① プラットフォーム機能の互換性を向上することによる利用者利便(ポータブルなメールアドレスや各種のポータビリティのメリット) ② プラットフォーム機能がコンテンツ選択の場面で及ぼす利用者利便(課金やアクセスの容易さなど公式サイトのメリット) <p>について計量的な把握を実施した。具体的には、各種のポータビリティの向上へのWTPは2,000円を超え、音楽配信サービスのプラットフォーム機能へのWTPは1曲当たり100円~200円と推計された。携帯電話のプラットフォーム機能は、通信サービスとコンテンツを垂直統合的に提供する携帯電話会社のビジネスモデルの下に形成されてきた経緯を有するが、利用者の好みに応じた事業者間乗換やコンテンツ選択を通じた利用者利便の向上、更なる携帯電話市場の活性化を実現するためには、プラットフォーム機能の連携強化が実現される等により、事業者間で高い互換性を持つプラットフォーム機能が幅広く提供されることが望ましい。同時に、プラットフォームの連携強化に向けては、コストや責任の負担原則の確立、セキュリティ・プライバシーの確保等が図られる必要がある。今後、本分析を</p>

項目	頁	意見
		<p>踏まえつつ、総務省においてプラットフォーム機能の連携強化に向けた検討を引き続き実施すべきである。具体的には、08年2月から開催されている「通信プラットフォーム研究会」で議論を行うこととする。</p> <p>【意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本評価結果案にて採用されているコンジョイント分析の手法等については、試行的な内容にとどまっていると思われる点が存在するため、今後、複数の主体(研究グループ)による分析を平行して行う等、分析手法の精緻化や検証が必要であると考えます。 ・ また、第 7 章への弊社共意見でも後述しますが今年度からの新たな試みである、プラットフォーム機能の分析結果をもって、他の研究会や政策決定等他の制度等と連携を図った場合、誤ったインプットを行い、政策の失敗を引き起こすリスクも存在します。従って、現時点で他の制度等との連携を図ることは時期尚早と考えます。 ・ なお、本分析手法に関し、弊社共にて、さらなる検討が必要であると思われる点について以下に列挙します。 <p>【結論の導出方について】</p> <ul style="list-style-type: none"> - 本評価結果案において、「携帯電話のプラットフォーム機能は、通信サービスとコンテンツを垂直統合的に提供する携帯電話会社のビジネスモデルの下に形成されてきた経緯を有するが、利用者の好みに応じた事業者間乗換やコンテンツ選択を通じた利用者利便の向上、更なる携帯電話市場の活性化を実現するためには、プラットフォーム機能の連携強化が実現される等により、事業者間で高い互換性を持つプラットフォーム機能が幅広く提供されることが望ましい」との分析の取りまとめがなされていますが、ポータブルなメールアドレスをはじめ各種のポータビリティのメリットや、課金やアクセスの容易さ等公式サイトのメリットのみをもって、プラットフォーム機能総体についての一律な評価を行うことは不適切であり、個別の機能毎に連携の在り方を評価すべきです。従って、本分析の範囲に応じた、限定的な結論を導くことが適当です。 - 「プラットフォームの連携強化に向けては、コストや責任の負担原則の確立、セキュリティ・プライバシーの確保等が図られる必要がある」との取りまとめがなされていますが、本内容とコンジョイント分析の結果との関連が

項目	頁	意見
		<p>不明であり、第 6 章の取りまとめの記述としては相応しくないものと考えます。</p> <p>【評価手法について】</p> <ul style="list-style-type: none"> - 支払意志額の推定において、いくら程度であれば、連携の効用があると認められるかといった点も不明確であり、連携の効用有無を判断する基準について明示することが必要と考えます。 <p>・ 以上の点を踏まえ、評価結果案P37「5.まとめ」については、客観的な収集データの集約にとどめ、定性的な分析を述べている以下の最終段落の記述を削除すべきです。</p> <p>【評価結果案P37「5.まとめ」における最終段落の記述】</p> <p>「携帯電話のプラットフォーム機能は、通信サービスとコンテンツを垂直統合的に提供する携帯電話会社のビジネスモデルの下に形成されてきた経緯を有するが、利用者の好みに応じた事業者間乗換やコンテンツ選択を通じた利用者利便の向上、更なる携帯電話市場の活性化を実現するためには、プラットフォーム機能の連携強化が実現される等により、事業者間で高い互換性を持つプラットフォーム機能が幅広く提供されることが望ましい。同時に、プラットフォームの連携強化に向けては、コストや責任の負担原則の確立、セキュリティ・プライバシーの確保等が図られる必要がある。今後、本分析を踏まえつつ、総務省殿においてプラットフォーム機能の連携強化に向けた検討を引き続き実施すべきである。具体的には、08年2月から開催されている「通信プラットフォーム研究会」で議論を行うこととする。」</p>
	40	<p>【総務省案】</p> <p>今後のプラットフォーム機能の連携強化の在り方については08年2月から開催している「通信プラットフォーム研究会」における議論を引き続き注視するとともに、競争評価としても必要に応じ貢献すべきである。</p> <p>【意見】</p>

項目	頁	意見
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 現在の競争評価については、分析手法が確立していない、市場支配力の判断基準に一部不透明な点がある等の課題が依然として存在しています。特に、プラットフォーム機能の分析について、今年度からの新たな試みであることもあり、これまで第5章、第6章への意見箇所にて指摘した事項を含め、試行的な内容にとどまっており、今後、引き続き分析手法や評価結果の導出手法の精緻化を図る必要があると考えます。仮に、本評価結果案をもとに、他の研究会や政策決定等他の制度等と連携を図った場合、誤ったインプットを行い、政策の失敗を引き起こすリスクも存在します。従って、現時点で他の制度等との連携を図ることは時期尚早です。 ・ なお、他の研究会や政策決定等他の制度等と連携という観点においては、前述のとおり、固定通信市場におけるボトルネック性や市場の独占的状态に基づく市場支配力との結びつきという意味において、第一種指定電気通信設備を設置する事業者が有するプラットフォーム機能について、より具体的な議論を行うことが重要です。この点については第2章への意見箇所で述べたとおり、必ずしも競争評価自体の評価手法が確立していない段階であったとしても、個別に NTT 東西殿の有するプラットフォーム機能(将来的な具備が想定される機能を含む)を特定することで分析を行うことは可能なため、可及的速やかに分析・評価に着手いただくことを要望します。
VI 事業者間取引が競争状況に及ぼす影響に関する分析	2	<p>【総務省案】</p> <p>事業者間取引については、昨年度の「電気通信事業分野における競争状況の評価2006」(以下、「競争評価2006」という。)の戦略的評価のテーマとして取り上げ、固定通信分野における物理網(加入者回線)に関連する取引に注目した試行的な分析を実施し、市場画定のイメージ等を提示した。</p> <p>しかしながら、卸売市場の市場画定手法、競争状況の分析の際の指標の選定や収集するデータに関する検討は限定的であり、本戦略評価は、事業者間取引の競争評価における市場画定及び分析手法に関する論点の整理と分析の試行的実施を通じ、事業者間取引に関する分析手法を確立することをその目的とする。</p> <p>【意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 昨年度競争評価結果においては、「2007 年度競争評価においては、(略)、本格的な卸市場及び事業者間取引の

項目	頁	意見
		<p>分析に着手することを視野に入れるべき」と示されているところですが、今年度の事業者間取引市場の分析についても、昨年度と同様にデータの不完全性や分析手法が確立していないといった状況に変わりはなく、試行的な内容にとどまっているものと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 従って、NW 中立性報告書において、今後、ドミナント規制の在り方を検証していくために競争評価の戦略的評価を積極活用する旨示されている(※)ところですが、現状のままでは上記問題を有しているため、規制の検証に活用することは適当ではないと考えます。 ・ まずは、昨年度の分析結果を踏まえ、問題が明らかになっている分野を対象に、前進的建設的な分析評価を行う手法を確立することが重要と考えます。具体的には、事業者間取引が競争に及ぼす影響分析に関する提案募集(以下、「事業者間取引分析 NOI」)にて弊社共より提案しているとおり、FTTH 市場において昨年度にも示された小売市場における NTT 東西殿の独占傾向及び卸売市場における取引回線規模の低迷の実態を踏まえ、小売市場で画定された FTTH 戸建て住宅市場における指定電気通信設備を有する事業者との垂直的取引を対象に分析を行うべきと考えます。 <p>※ NW 中立性報告書より抜粋:「競争評価の活用に係る留意事項として、市場の動的な変化に対応した戦略的評価の積極的な活用と情報収集機能の強化を図る必要がある。」</p>
	5	<p>【総務省案】</p> <p>(1)分析対象とする取引関係</p> <p>電気通信事業分野における事業者間取引は多岐にわたるが、その特性に鑑み、当該取引は、</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 小売市場でのサービス提供に必要となる回線・サービスの提供事業者(卸売事業者)と小売事業者の間の取引などの垂直的取引 ② 小売事業者相互、卸売事業者相互の取引などの水平的取引に区分される。 <p>このうち、事業者間の垂直的取引に関しては、卸売市場における取引対象の回線・サービスに係るボトルネック性や</p>

項目	頁	意見
		<p>寡占性が存在する場合、当該市場において市場支配力を有する事業者による市場支配力の濫用により、小売市場における公正競争が阻害される懸念がある。このため、小売サービスの提供に必要となる回線・サービスの垂直的な取引(卸売取引)関係に着目し、当該市場(卸売市場)における事業者間取引を分析することが適当である。</p> <p>【意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 昨年度競争評価結果において、「電気通信分野において、競争政策上最も重要と考えられる事業者間取引は、指定電気通信設備制度の下で求められる市場支配力を有する電気通信事業者の設備との接続である」と示されているところであり、加入者回線のような不可欠設備が存在する場合には、当該設備利用の取引条件が小売市場の競争状況に及ぼす影響が必至であると考えます。従って、事業者間取引分析 NOI にて弊社共より提案したとおり、指定電気通信設備として指定されている設備を有する事業者、すなわち NTT 東西殿と接続事業者間の取引に着目して分析を行うべきと考えます。

項目	頁	意見
	12	<p>【総務省案】</p> <p>小売市場における整理を踏まえ、FTTH、ADSL等に関する卸売市場は部分市場として位置付け、分析を実施することが適当である。なお、CATVに関しては自己調達が生じ得るため、部分市場としての分析は実施しない。</p> <p>【意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> 卸ブロードバンド市場を分析対象として取り上げることは適切ですが、小売市場における整理を踏まえて部分市場を画定するのであれば、ADSL 市場及び FTTH 市場の画定にとどめるのではなく、小売市場における市場画定と同様に、卸 FTTH 市場においても戸建住宅向けと集合住宅向けを部分市場として位置づけ個別に分析を行うべきです。特に、戸建住宅向け FTTH 小売市場については、総務省殿より公表された電気通信事業分野の競争状況に関する四半期データにおける NTT 東西殿の契約回線数シェアが、集合住宅向けの 63.7%に対し戸建住宅向けで 78.4%と極めて高い結果が出ていることから(2008年3月時点)、この要因を特定するためにFTTH 戸建住宅市場を個別に分析することは必須であると考えます。
	48	<p>【総務省案】</p> <p>電気通信事業分野における事業者間取引は多岐にわたるが、その特性に鑑み、当該取引は、</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 小売市場でのサービス提供に必要となる回線・サービスの提供事業者(卸売事業者)と小売事業者の間の取引などの垂直的取引 ② 小売事業者相互、卸売事業者相互の取引などの水平的取引に区分される。 <p>このうち、事業者間の垂直的取引に関しては、卸売市場における取引対象の回線・サービスに係るボトルネック性や寡占性が存在する場合、当該市場において市場支配力を有する事業者による市場支配力の濫用により、小売市場における公正競争が阻害される懸念がある。このため、小売サービスの提供に必要となる回線・サービスの垂直的な取引(卸売取引)関係に着目し、当該市場(卸売市場)における事業者間取引を分析することが適当である。</p>

項目	頁	意見
		<p>【意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 昨年度競争評価結果において、「電気通信分野において、競争政策上最も重要と考えられる事業者間取引は、指定電気通信設備制度の下で求められる市場支配力を有する電気通信事業者の設備との接続である」と示されているところであり、加入者回線のような不可欠設備が存在する場合には、当該設備利用の取引条件が小売市場の競争状況に及ぼす影響が必至であると考えます。従って、事業者間取引分析 NOI にて弊社共より提案したとおり、指定電気通信設備として指定されている設備を有する事業者、すなわち NTT 東西殿と接続事業者間の取引に着目して分析を行うべきと考えます。
	48 ~ 49	<p>【総務省案】</p> <p>他方、今回の評価結果を基礎として、さらに検討すべき課題は以下の点である。（以降省略）</p> <p>【意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業者間取引分析 NOI において弊社共より提案したとおり、各種手続きの同等性確保の問題やグループ内連携による一体的な営業活動による影響等定性的な要因についても分析すべきであり、評価結果案にある今後の課題に、評価分析手法のさらなる精緻化を追加すべきと考えます。 ・ また、事業者間取引市場において、NTT 東西殿の事業者間取引市場及びその小売市場に着目し、相互市場間の関係性等を詳細に検証することも有用です。例えば、指定電気通信設備に係る接続料原価の適正性や内部相互補助のモニタリング機能については、現状の接続会計等において必ずしも十分に確保されているとは言えないため、今回の事業者間取引市場の分析にあたっては、NTT 東西殿の事業者間取引市場及び小売市場における収支状況を可能な限り区分して開示させ、相互市場間の関係性等を詳細に検証することが必要と考えます。また、小売市場と卸売市場での各事業者シェア構成から設備競争とサービス競争について分析の深化を図ることも必要と考えます。

項目	頁	意見
	48	<p>【総務省案】</p> <p>① 卸ブロードバンドサービス市場においては、NTT系ISP及びベンダー系ISPの取引の相手方としてNTT東西が占める比率が高い水準にあること</p> <p>【意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ベンダー系ISP及びNTT系ISPへの回線提供事業者として、NTT東西殿が占める割合が高い要因を分析する必要がありますと考えます。考えられる要因としては、NTT東西殿によるBフレッツのシェア上昇と同時に、現に起こっているNTT東西殿による一部のISPに対する優先的な取扱いの実態が挙げられます。 一部のISPへの優先的な取扱いについては、公正競争要件に抵触する可能性もあるため、競争評価が競争セーフガード制度との連携を図るにあたって、この取扱いの相違による競争上への影響について十分に分析した上で、必要な是正措置を講じる必要があると考えます。
	48 ~ 49	<p>【総務省案】</p> <p>「第4章 まとめ」全体（引用省略）</p> <p>【意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> 卸FTTH回線市場の分析結果において、自己調達によるサービス提供比率(89.6%)がADSL(37.5%)と比べ相当に大きいこと、卸FTTH回線市場とFTTH小売サービス市場において同様なシェア構成であること(各79.3%と78.9%)、さらに、FTTH調達回線数の割合(10.4%)がADSL調達回線数の割合(62.5%)に比べ、極端に低い水準に留まっていること等から、FTTH市場においてNTT東西殿の設備開放が促進されていない実態が今回の評価においても明らかとなっています。 このような分析結果は、まさに評価結果案に示されている「小売市場におけるNTT東西のシェアが上昇を続け、回線の卸売取引が低い水準に留まる」ことが実際に起こっている事態に他ならず、評価結果案にて示されている「サ

項目	頁	意見
		<p>ービス競争を確保するための措置を講ずる必要性」が高いことが明らかであり、これら分析結果を踏まえ、加入光ファイバに係る接続料の低廉化及び分岐端末回線あたりの接続料設定等に関する見直しを即時に実施すべきであると考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 仮に、これらの措置を講じない場合、今後、ADSL から FTTH へのマイグレーションが加速するに伴い、NTT 東西殿の FTTH 小売市場のシェアがさらに高まるとともに、前述の NTT 東西殿による一部 ISP の優先的な取扱いにより、ISP 市場における競争状況にまで NTT グループによる独占化の影響が及んでいくこととなります。 ・ その意味でも、昨年度評価結果にも示された NTT 東西殿の FTTH 市場独占傾向の要因分析はもちろんのこと、今回示されている「FTTHとADSLの市場構造の差異、その要因等についての分析の深化を図ること」は、今後の課題として先送りする事項ではなく、今年度の評価においてその要因を明らかにし、具体的な問題解決の措置が直ちに講じられるべきです。

以上